

事 務 連 絡
平成 22 年 10 月 27 日

文部科学省「統合データベースプロジェクト」
実施機関代表者 各位

文部科学省ライフサイエンス課

事後評価の実施について

日頃より文部科学省「統合データベースプロジェクト」にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、文部科学省ではライフサイエンス委員会の親委員会である科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の定める「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 21 年 2 月 17 日文部科学大臣決定）に則り、研究開発施策の終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うため、事後評価を実施する予定であります。

既にご承知のことと思いますが、統合データベースプロジェクトが推進してきたライフサイエンス分野の統合データベース整備の機能は、(独)科学技術振興機構（JST）に設置される「バイオサイエンスデータベースセンター」に継承されることとなっております。

本プロジェクトから得られる成果等を次の施策に有効につなげていくために、施策終了前に事後評価を実施し、その評価結果を次の JST にて実施する施策の企画立案等に資するようにしたいと思っております。何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、皆様にご関係する事項、ご協力いただくことのおおよその予定は下記のとおりです。

記

1. 成果報告票（書面審査用資料）の作成依頼：11月初めに依頼の予定、
提出締め切りは11月後半の予定
2. サービス利用評価：12月の約1ヶ月間の予定
成果物である公開データベース等に対する利用評価
3. ヒアリング審査：平成23年1月中旬実施の予定
事後評価委員会にてヒアリングが必要と認めた機関に対して実施予定
日程および対象機関は決まり次第、早急に連絡させていただきます。

以上